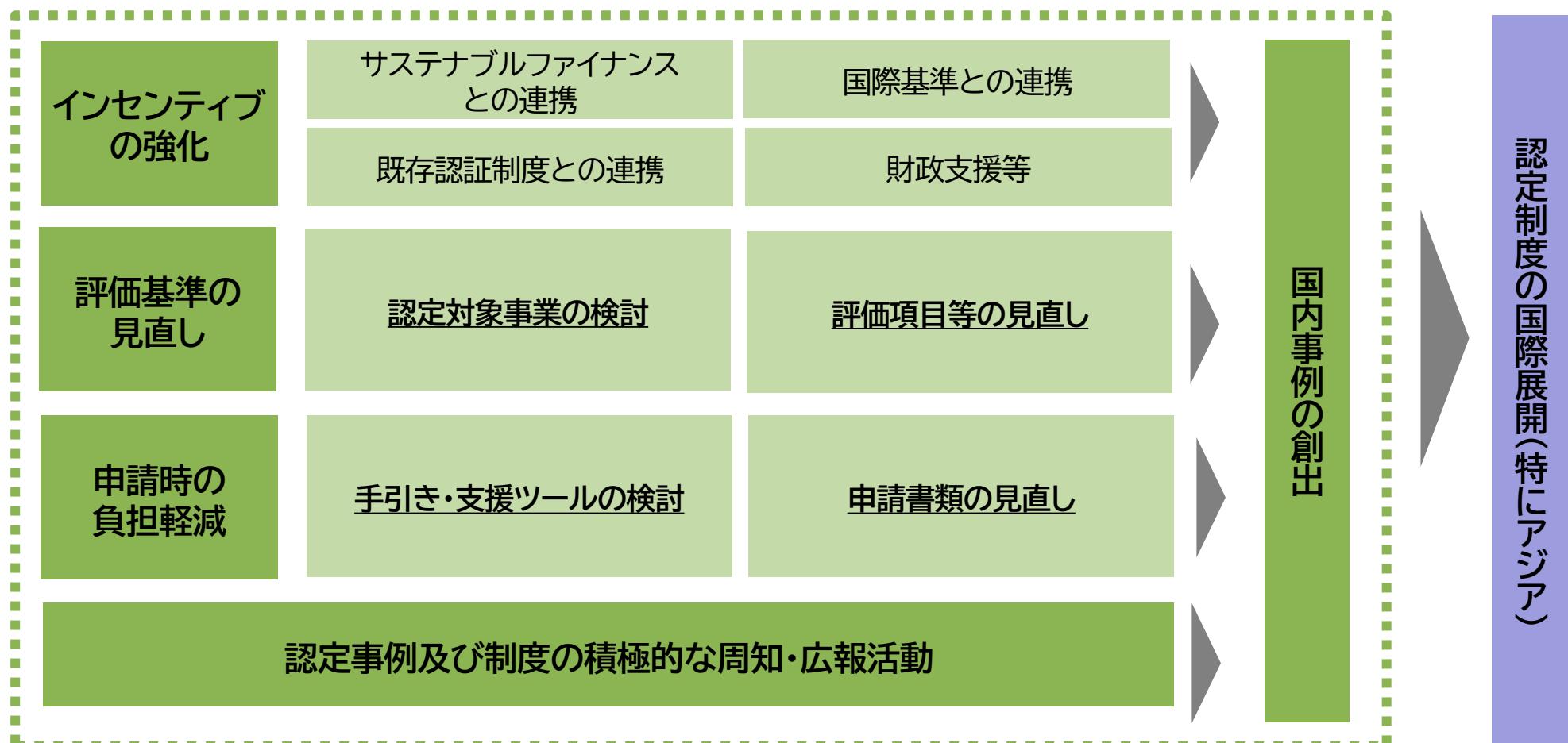


資料1

# 第2回 優良緑地確保計画認定制度における 評価の基準に関する有識者会議 説明資料

- TSUNAG認定取得インセンティブの強化、評価基準の見直し、申請時の負担軽減、周知・広報活動を通じて、まずは国内事例の創出を進めていく。 ※本会議で特にご議論いただきたい部分は、スライド図の下線部。
- 国内だけでなく国外においても認知度を高めていき、中長期的には認定制度の国際展開（特にアジアを想定）に向けて取り組んでいく。

### <TSUNAGの今後の取組の方向性>



## 現状の課題認識

- ① 本制度の認定取得の拡大に向けて、大都市（東京・大阪）だけではなく、地方都市も含めてより幅広い事業者（工場、商業施設、集合住宅、研修施設 等）に認定取得を目指してもらう必要があるが、地方都市においては認定対象事業の面積要件が厳しい、申請・認定取得に係る申請者の負担（資料作成等）が大きいという意見が多い。
- ② また、本制度は、それぞれの都市緑地の地域特性や事業特性に応じて、緑地の質の向上を図る様々な取組が評価対象となるように、気候変動対策・生物多様性の確保・Well-beingの向上の領域別に選択項目を設けているが、昨年度・今年度の認定優良緑地確保計画では3つの領域別の点数の比率に偏りが生じており、各領域の必須項目の数等が影響していると考えられる。



## 見直しの方向性

- 地域特性や事業特性に応じた多様な緑地が認定対象となるように、3つの領域別の点数の比率の偏りを平準化すること等も念頭に、評価項目の種類等の見直しを検討する。
- また、申請・認定取得に係る申請者負担の軽減に向けて、支援ツールの提供や手引きの記載の充実化等を検討する。
- これらの検討の方向性を踏まえ、以下の観点から評価項目や関連する資料の検証・見直し等を行う。

### 【検討事項】

- ①認定対象事業の検討 : 幅広い事業者に認定取得を目指してもらうための面積要件等の検討
- ②評価項目等の見直し : 評価項目の妥当性や領域間のバランス等の検討
- ③申請者用手引き・支援ツールの検討 : 申請書類作成にあたっての負担軽減等の観点からの検討
- ④申請書類の見直し : 申請者の理解促進や審査にあたっての負担軽減等を目的とした申請書類の検討

- 有識者会議・審査委員会委員へのヒアリング
  - 認定事業者等へのアンケート
  - 申請書類等の分析 等
- 
- 
- 第1回有識者会議（令和7年10月30日（木）15時～17時）
    - 申請書類等の分析結果、認定事業者等へのアンケート結果等を踏まえた、認定対象事業・評価項目等の変更案の提示
  
  - 第2回有識者会議（令和7年12月10日（水）15時～17時）
    - 第1回の議論等を踏まえた評価項目・手引き等の変更の最終案の提示
  
  - 制度の更新の周知（令和8年1月～）
    - 新たな評価基準の公表（1月目途）
    - 手引き・支援ツール・申請書類の公表（3月目途）

## ① 認定対象事業の検討 (令和9年度より適用予定)

- 認定対象となる緑地面積の基準について、東京都以外の都市における緑地面積・割合の状況から基準の見直しを検討。
- 東京都以外の都市では、緑地面積1,000m<sup>2</sup>以上かつ緑地割合10%以上の事業の割合が10～15%程度、緑地面積500m<sup>2</sup>以上かつ緑地割合10%以上の事業の割合が20～30%程度となっている。
- 本制度が「緑地の上位20%が認定を受ける水準となることを目指す」ものであることを踏まえ、1,000m<sup>2</sup>未満であっても質の高い緑地は認定対象とできるように、緑地面積の基準を500m<sup>2</sup>以上に引き下げることを検討。

### 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・緑地面積を大きくすること自体に非常に労力がかかるため、小規模な緑地でもトリプル・スターが取得できる制度でよいのか。
- ・緑地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の場合は、緑地割合が10%以上20%未満の場合と同様に、シングル・スターとすることも考えられる。

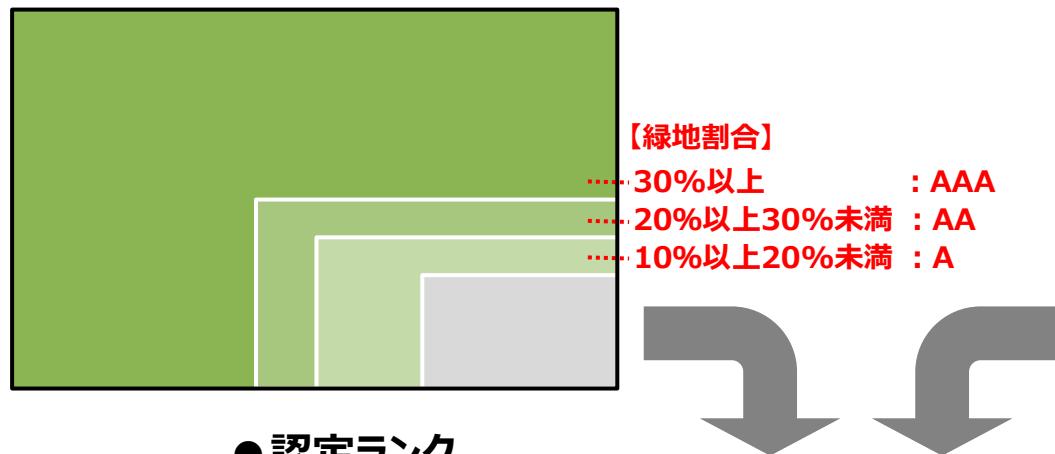


### 【緑地面積による認定ランクの考え方】

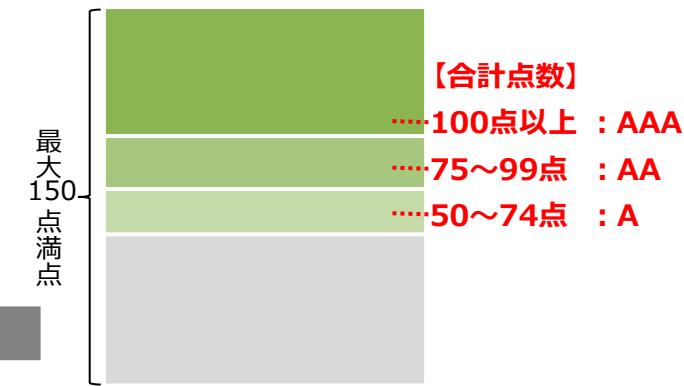
- ・以下の観点から、1,000m<sup>2</sup>未満の緑地についても、1,000m<sup>2</sup>以上の緑地と同様の考え方を適用することが妥当と考えられる。
  - 緑地面積が1,000m<sup>2</sup>未満の緑地はシングル・スターしか取得できないとすると、認定取得を目指そうとするモチベーションが低下することが懸念される。
  - また、緑地の質について、合計点数50以上であればシングル・スターが取得できるため、緑地の質（合計点数）を向上しようとする動機がなくなることが懸念される。
  - 他方で、計画段階の事業の場合は、緑地面積の基準を設けることで、ダブル・スター以上を目指す事業者が緑地面積の拡大を検討する可能性はある。ただし、敷地面積が決まっている中で、緑地面積の拡大を図ることは困難な場合が多いと想定される。
- ⇒ 本制度においては、限られた面積の緑地であっても質の向上を図ろうとする取組を推進することが妥当だと考えられる。

- ◆ 緑地面積や緑地割合等の要件を満たした上で、緑地の質として合計点数50点以上を得た事業が認定。
- ◆ 認定されたものは、緑地の質・量の両方の評価レベルに応じて3段階でランクが付与される。
- ◆ ランクの付与については、各ランクに該当する緑地の質・量の評価レベルを両方を満たす必要がある。  
(例えば、「量：A、質：AA」の場合、「★ランク」)

### ● 緑地の量（緑地割合）



### ● 緑地の質（合計点数）



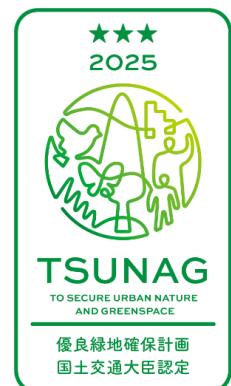
### ● 認定ランク

緑地の量 (緑地割合)	緑地の質 (合計点数)	ランク
AAA (30%以上)	AAA (100点以上)	★★★ (トリプル・スター)
AA (20%以上30%未満)	AA (75~99点)	★★ (ダブル・スター)
A (10%以上20%未満)	A (50~74点)	★ (シングル・スター)

緑地面積  
**500m<sup>2</sup>以上**  
の事業が  
認定対象

### (認定バッジ)

※★★★取得の例



- 異なる事業における複数緑地について、緑地間の距離が250m以内などの条件に該当する場合は、一団の緑地として認定対象ができる。
- ただし、各敷地における緑地面積は最低300m<sup>2</sup>必要である。

### 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・各敷地における緑地面積が最低300m<sup>2</sup>必要という基準に基づくと、複数緑地の場合は600m<sup>2</sup>必要ということになる。面積要件を500m<sup>2</sup>とする場合は、**各敷地について最低250m<sup>2</sup>の緑地面積が必要**とした方が整合が取れるのではないか。
- ・250m<sup>2</sup>や300m<sup>2</sup>の緑地面積において、10m×10mの緑地（「階層構造の形成」の基準）が確保できるのか疑問に感じる。500m<sup>2</sup>の規模要件で、**実質的に複数緑地が認定されうるのか**検討した方がよい。
- ・緑地間が連続した植栽・緑道等で結ばれることも条件の一つであるが、**どのような街路樹であっても認めてよいのか**。道路の脱炭素に向けた取組や暑熱対策として樹冠を大きくする街路樹の管理を行っているケースもあれば、一方で強剪定の街路樹は緑陰を提供しないばかりか、景観を害しているケースもある。



### 【異なる事業における複数緑地の認定】

- ・**各敷地における緑地面積の下限値300m<sup>2</sup>※について、市民緑地（都市緑地法）などの下限面積を基に設定しているため変更しない。**  
※市民緑地（都市緑地法）や生産緑地地区（生産緑地法）の下限面積。オープンスペースの機能発揮に必要な規模として、植物の生育の確保上必要な樹木の集団の最低規模を勘案した面積。
- ・緑地間の距離が250mを超える場合の条件である**「連続した植栽や緑道等」**について、**想定している街路樹や緑道のイメージを手引きにおいて提示する。**

- 緑地面積が影響すると考えられる評価項目として「No.13：階層構造の形成」などが挙げられるが、緑地面積が1,000m<sup>2</sup>未満であっても、質の高い緑地であればレベル1は満たすことができると想定される。

## 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・緑地面積の要件を緩和しても、「階層構造の形成に必要な10m×10mの面積については一定の根拠をもって設定されているため変更しない方が良い。」
- ・本制度はTNFDのガイダンスにも記載されており、TNFDの情報開示に活用可能となっているが、「階層構造の形成」の基準が緩くなると、ビル周辺に単木を配置しただけでネイチャーポジティブと見なされ、グリーンウォッシュになりかねない。
- ・「階層構造の形成のレベル1の基準が少し緩いのではないか。10m×10mの正方形の中に高木層があるという表現が曖昧であり、高木が1本あっても高木層と捉えることが可能である。

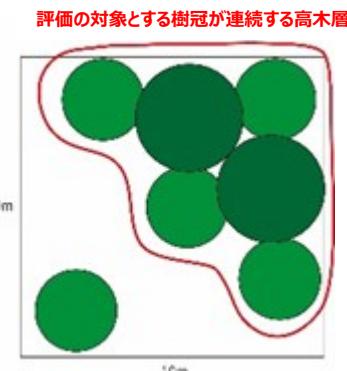


## 【第1回有識者会議における指摘を踏まえた対応方針（案）】

- ・レベル1の評価基準について、高木層は少なくとも10m×10mの約5割である50m<sup>2</sup>を満たしていればレベル1と評価するように基準を明確化する（右図）。
- ・なお、ABINCでは、立体的な緑の量において、高木層で一定以上の面積（10m×10m）以上で樹冠が連続している緑地を「樹林」としている。  
（※ABINCでは、必須・選択は設けておらず、合計の総合点で評価している。）

### ＜参考＞手引き見直し：レベル1の高木層の基準

樹冠のつながりの一塊の面積が10m×10mの約5割（約50m<sup>2</sup>）以上を占めていること



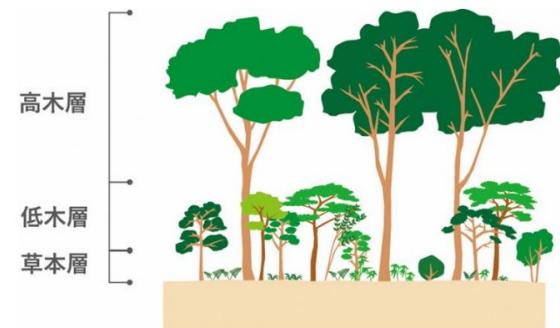
※手引き見直しは、令和8年度より適用予定

- 現在運用中の手引きにおける記載は、以下のとおり。

### 【評価基準と配点】

No.	評価指標	必須／選択	レベル	評価基準	配点
13	緑地等が階層構造を形成する計画か。	必須	0	レベル1に満たない。	0点
			1	以下全てを満たす緑地がある。 ・高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10mの正方形より小さいが、 <u>緑地の面積 10m×10m の正方形の中に、高木層がある。</u> ・その下に低木層または草本層のどちらか1層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	1点
			2	以下全てを満たす緑地がある。 ・高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10mの正方形より大きい。 ・その下に低木層または草本層のどちらか1層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	2点
			3	以下全てを満たす緑地がある。 ・高木層の樹冠が連続する面積が 10m×10mの正方形より大きい。 ・その下に低木層と草本層の2層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	3点
			4	以下全てを満たす緑地がある。 ・高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20mの正方形より大きい。 ・その下に低木層または草本層のどちらか1層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	4点
			5	以下全てを満たす緑地がある。 ・高木層の樹冠が連続する面積が 20m×20mの正方形より大きい。 ・その下に低木層、草本層の2層がある。 ・各層に複数の樹種がある。	5点

### 【緑地の階層構造のイメージ】



## ② 評価項目等の見直し (令和9年度より適用予定)

## ② 評価項目等の見直し方針

- 昨今の気候変動適応策への社会的な関心の高まりや審査委員ヒアリングでの意見等を踏まえ、**気候変動対策における必須項目の追加を検討する。**
- 合わせて、**領域間の必須/選択項目数のバランス等も考慮し**、領域の移動や評価項目の統合等を検討する。

### 【評価項目の種類等の見直し方針】

大きな方針としては変わらないが、各評価項目において第1回有識者会議における指摘を踏まえて修正を検討。

領域/項目	評価項目	変更内容	見直しの観点
気候変動対策	雨水の貯留浸透	必須項目に変更	必須項目にするにあたっての <b>要件緩和</b>
生物多様性の確保	水使用量の削減	気候変動対策の必須項目に変更、評価基準の見直し	ハードルの高さを踏まえた <b>要件緩和</b>
	エコトーンの形成	評価基準の明確化	本基準の <b>趣旨明確化</b>
	外来種の侵入防止・防除	評価基準の見直し	本基準の <b>趣旨明確化</b>
Well-beingの向上	ユニバーサルデザイン	分割してベース評価項目 + コア評価項目（選択）に変更	レベル1基準の <b>新規設定</b>
	地域と連続した歩行可能な空間の形成	「公開性の確保」に統合し削除	<b>項目統合</b>
	沿道緑化	地域の価値向上に資する項目に変更	本基準の <b>趣旨明確化</b>

### 気候変動対策【11項目】

#### 必須項目【14項目】

- ・緑地による温室効果ガスの吸収
- ・雨水の貯留浸透
- ・水使用量の削減
- ・資源の有効活用

4項目

#### 選択項目【10項目／19項目】

- ・木材利用による炭素貯蔵
- ・ライフサイクルを通じた温室効果ガスの削減
- ・建築物の緑化による温室効果ガスの排出削減
- ・地表面温度の抑制
- ・風の道の形成 ※
- ・緑陰による熱中症対策 ※
- ・再生材の使用

7項目

### 生物多様性の確保【11項目】

- ・階層構造の形成
- ・地域に根差した植生の保全・創出
- ・外来種の侵入防止・防除
- ・化学農薬・化学肥料の使用量削減
- ・プラスチック等の化学物質の適正管理
- ・生物多様性に配慮した資材調達

6項目

### Well-beingの向上【11項目】

- ・公開性の確保
- ・防犯性・安全性の向上
- ・身体的健康の増進
- ・精神的健康の増進

4項目

コア項目

### 先進的取組【1項目】

#### 地域の価値向上に資する項目【6項目】

- ・風の道の形成
- ・緑陰による熱中症対策

※地域の価値向上に資する項目としてもカウント

- ・まとまりのある緑地の確保
- ・生態系ネットワークの形成

- ・地域コミュニティの形成
- ・沿道緑化

### 土地・地域特性の把握・反映【4項目】

#### 必須項目【15項目】

- ・自然環境・歴史文化の把握・反映
- ・社会的状況の把握・反映
- ・行政計画の把握・反映
- ・適切な課題の設定

### マネジメント・ガバナンス【11項目】

- ・事業の目的・目標の明確化
- ・整備・維持管理計画の作成
- ・モニタリングの実施
- ・実施体制の明確化
- ・専門家の関与
- ・資金の確保

- ・法令遵守
- ・バリアフリー
- ・情報の開示
- ・地域住民等とのコミュニケーション
- ・ネガティブ・インパクトの管理

ベース項目

&lt;基準見直し理由&gt;

必須項目にするにあたって  
の「要件緩和」

## 変更内容

- ・「選択項目」から「必須項目」に変更
- ・必須項目にするにあたって「レベル1の要件の緩和」

## 評価基準等の変更方針

### 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・新たな評価基準の単位が $m^3/m^2$ だが、浸透能はmm/hrとなっており、単位を揃えた方がよい。
- ・レインガーデンを雨水の浸透施設としているが、一時貯留の機能もあり貯留施設でもあるので、雨水の貯留浸透施設とした方が良い。
- ・エコトーンや水辺の創出を評価するような他の指標もあるため、「雨水の貯留浸透」において水辺もしくは水面についても文言を加えていただきたい。
- ・土地利用別浸透能による敷地の平均浸透能の算出結果より、現地測定の結果を重視した方が良い。
- ・林地の浸透能の最低ラインが60mm/hrだが、階層構造のある樹林はそれ以上の浸透能があるため、高く評価できるよう検討が必要。
- ・敷地単位で評価しなおすことの意味について疑問に感じている。便宜的に設定された基準値（10mm/hrなど）を用いていると思われるが、流域関連の視点から見て、合理的な数値設定をする方が望ましい。



### 【第1回有識者会議における指摘を踏まえた対応方針（案）】

- ・評価基準を「敷地の平均貯留・浸透量」とし、算定に用いる値（土地利用別の浸透能力等）の単位は「 $m^3/m^2$ 」で統一する。
- ・階層構造の有無等による浸透能の違いを算定に反映できるように、樹林地の浸透能力の細分化を検討する。
- ・現地測定結果の活用を促すため、具体的な測定方法を提示する。
- ・貯留量についても評価に見込むことができるよう、貯留量算定の考え方を提示する。

## 評価基準等の変更案

- 必須項目とするにあたって、立地条件等から定量的な評価基準を満たすことが難しい事業も想定されることを踏まえ、レベル1の評価基準の見直しを行う。
- 緑地における貯留量も考慮できるように、浸透能による評価から貯留量も加味した値による評価に変更する。
- レベル5の評価基準は施設の設置にあたって自治体が求める雨水流出抑制量の半分程度※を緑地等で対策する場合の値に相当すると考えられる。

※例えば、港区では敷地面積が500m<sup>2</sup>以上の事業に対して0.06m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>以上の抑制対策量（貯留・浸透量）が求められるが、レベル5の評価基準0.03m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>はこの対策量の半分に相当すると考えられる。

### ■現状の評価基準

評価指標	評価基準		配点
雨水の貯留 浸透（流出 抑制）に貢 献する取組を 行う計画か。	敷地の 平均浸 透能	10mm/hr 未満	0点
		10mm/hr 以上 20mm/hr 未満	1点
		20mm/hr 以上 30mm/hr 未満	3点
		30mm/hr 以上	5点

### ■新たな評価基準（案）

評価指標	評価基準		配点
雨水の貯留 浸透（流出 抑制）に貢 献する取組を 行う計画か。	敷地の 平均貯 留・浸 透量	0.01m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 未満	0点
		0.01m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上 0.02m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 未満 または、0.01m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 未満であっても、レイン ガーデンやバイオスウェル等の雨水貯留浸透施 設を設置する計画がある。	1点
		0.02m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上 0.03m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 未満	3点
		0.03m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> 以上	5点

### ＜参考＞レベル1の評価対象とする取組

本項目は敷地の平均貯留・浸透量での評価を基本としているが、立地条件等からレベル1の基準（0.01m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）を満たさない場合に、申請者が緑地の質の向上を図ろうとすると取組についても評価対象とできるようにレベル1の基準を見直すものである。

そのため、レベル1の基準（0.01m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>）を満たさない場合は、雨水の貯留・浸透以外の効果も含めて、緑地の質の向上に資する取組のみを評価対象とする。

### 【レベル1の評価対象とする取組の例】

- ・雨庭（レインガーデン）
- ・緑溝（バイオスウェル）
- ・その他、上記に類する施設

※本制度は緑地での対応を評価対象とするため、浸透トレチ、浸透ます、透水性舗装、雨水貯留槽等はレベル1で評価対象とする取組には含まない。

## &lt;貯留・浸透量の算定方法(案)&gt;

- 敷地の平均貯留・浸透量は、土地利用別の浸透能力(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)を用いて算定。
- 特に、階層構造があり踏み固められていない樹林地は、高い浸透能力を設定。
- 右表の値を用いて算定することができるが、雨水浸透能の現地測定結果や対象地域における既往の調査結果など、異なる数値等を用いた算定結果による評価を行うことも可能（提出書類から、事務局が妥当性を判断）。
- また、ビオトープ等の水辺が含まれる場合には、根拠資料（既往の文献での値や貯留量の算定方法等）を示すことで、貯留・浸透量を見込むことが可能。

## &lt;敷地の平均浸透能の算定方法に係る補足説明(案)&gt;

敷地の平均貯留・浸透量(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)は、以下の算定式を用いて算定することができる。なお、緑地等における雨水浸透能の現地測定結果など、異なる数値等を用いた算定結果による評価を行うことも可能である。ただし、根拠となる資料や算定に用いた数値等を踏まえ、事務局が妥当性を判断する。（中略）

敷地の平均貯留・浸透量(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)

$$= [\{ \text{土地利用別の面積(m}^2\text{)} \times \text{土地利用別の浸透能力(m}^3/\text{m}^2\text{)} \} \text{の合計値} + \text{水辺等における貯留量(m}^3\text{)}] \div \text{敷地面積(m}^2\text{)}$$

## &lt;備考&gt;

- ①土地利用別の浸透能力(m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)は、<上表>の値を用いる。なお、建築物の建築面積や非透水性舗装の面積の浸透能力は0m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>として算定する。
- ②建築物の屋上緑化や人工地盤上の緑地など、直接地中に雨水が浸透しない緑地等であっても、一定程度の土壌厚が確保されており、雨水の貯留浸透効果が得られる緑地等については、該当する土地利用の浸透能力を用いて計上することができる。
- ③また、雨庭(レインガーデン)や緑溝(バイオスウェル)、緑地の貯留浸透機能の向上に資する取組（貯留浸透機能の向上に資する基盤材の使用や土壤改良等）など、雨水の貯留浸透に貢献する取組を実施しており、これらの施設・取組による貯留浸透能力の向上を示す根拠資料がある場合には、敷地内の平均貯留・浸透量の算定にあたって考慮することができる。

土地利用	浸透能力(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )
畠地（菜園含む）	0.13 (※1)
樹林地（階層構造があり、人の立ち入り等によって踏み固められていないもの）	0.10 (※2)
植栽地（高木または低木が植栽された緑地で、上記以外）	0.05 (※1)
芝地	0.05 (※1)
草地	0.02 (※1)
裸地、グラウンド、造成地	0.002 (※1)
透水性舗装（歩道）	0.02 (※1)
透水性舗装（駐車場）	0.05 (※1)

※1 東京都総合治水対策協議会「東京都雨水貯留・浸透施設技術指針」を参考に作成 (10mm/hr = 0.01m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>に換算)

… 港区等の雨水流出抑制施設に関する手続きでも使用されており、申請者の負担軽減を図ることが可能

※2 戸田克稔（2024）土壤への雨滴衝撃や踏圧等で低下した林地の降雨の浸透能の向上手法に関する基礎的研究を参考に作成

## ＜参考＞雨水浸透能の現地測定方法

緑地等の雨水浸透能の測定方法としては、既往の研究において機器を用いた方法や現地での簡易計測が可能なダブルリング法などが提案されている。

表-1 緑地の浸透能計測に有効と考えられる計測機器の例

	散水型人工降雨装置	振動ノズル式 降雨実験装置	Guelph Pressure Infiltrometer	ミニディスク インフィルトロメーター	Tension Infiltrometer
計測方式	散水型		冠型 (正圧式)	冠水型 (負圧式)	
概観				 上部チャンバー 下部チャンバー	
圧力	負圧	負圧	正圧	負圧	負圧
観測方法	水を土壤に散水し、発生林内雨と同等の雨滴径、落下速度、雨滴衝撃力を生成する表面流出量を計測	一定の圧力水頭条件(正圧)で浸透能を計測	一定の圧力水頭条件(負圧)で浸透能を計測	左同	
試験実施時の地表面の状態	下草、落葉の除去等の攪乱は不要	下草、落葉の除去等の攪乱は不要	リングの打設時に地表面攪乱が生じる、斜面上では地表を水平に均す必要がある	ディスクの設置時に、下草、落葉の除去等が必要、斜面上では地表を水平に均す必要がある	左同

出典：大石智弘、金甫炫、グリーンインフラ（GI）としての緑の機能評価手法及び整備・管理手法に関する研究

## ＜参考＞水辺の扱い

- ・水田における地下水涵養量（減水深）など、水辺環境においても浸透能に関する既往の知見がある場合には活用することができる。
- ・また、敷地内に水域が含まれ、降雨時に雨水の一時的な貯留が期待できる場合には、以下の算定式を用いて貯留量を計上することができる。

**【算定式】** 水域の面積 ( $m^2$ ) × 降雨時の水位変化 (満水時の水位と平常時の水位の差分) ( $m$ )



＜基準見直し理由＞

ハードルの高さを踏まえた  
「要件緩和」

## 変更内容

- ・「生物多様性の確保」から「気候変動対策」に移動
- ・レベル4、レベル5の要件の緩和

## 評価基準等の変更方針

### 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・灌水は全て降雨に任せているケースは、近年の夏の厳しい暑さを考えると、場合によって緊急的に灌水する必要があることもあり得る。雨水を使って灌水できるように備えていることと、灌水せずに放置していて問題ないことは異なり、両方をレベル5で評価するのはフェアでない。
- ・LEEDやSITES等の国際認証の評価は、無灌水と雨水による灌水は同等の評価で、上水を使用していないという意味で満点を取得できることになっている。その際、植栽当初の根が活着するまでは散水すること、非常時や渴水時は灌水設備が入っているわけではないが手撒きで散水することを認めている。



### 【第1回有識者会議における指摘を踏まえた対応方針（案）】

- ・レベル5は「緑地の灌水は全て雨水を利用している」のままでし、LEEDやSITESでも認めているように、但し書きで「植栽が活着するまでは上水を含む灌水を行うことが許容されるが、何年を目途に上水を含む灌水を必要としない計画かを示すこと」を求めるとしてする。

## 評価基準等の変更案

### ■現状の評価基準

レベル	評価基準
0	緑地への雨水の利用を計画していない。
1	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を1つ計画している。
2	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を2つ計画している。
3	緑地への雨水の利用または節水に関する取組を3つ以上計画している。
4	レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が50%以上
5	レベル3の取組を行い、かつ緑地雨水再利用率が80%以上



### ■新たな評価基準（案）

レベル	評価基準
0	緑地への雨水の利用を計画していない。
1	上水を含めた日常的な灌水があり、緑地への雨水・井水の利用または節水に関する取組を1つ計画している。
2	上水を含めた日常的な灌水があり、緑地への雨水・井水の利用または節水に関する取組を2つ計画している。
3	上水を含めた日常的な灌水があり、緑地への雨水・井水の利用または節水に関する取組を3つ以上計画している。
4	上水を含めた日常的な灌水があるが、降雨時には灌水をしないといった制御をしている。
5	緑地の灌水は全て降雨に任せている。または、灌水はすべて雨水を利用している。

※ただし、レベル5においても植栽が活着するまでは上水を含む灌水を行うことが許容されるが、何年を目途に上水を含む灌水を必要としない計画かを示すこと

### 【第1回有識者会議からの変更点】

- ・雨水に加え、井水に係る取組も評価（黄色マーカー部分）。
- ・レベル5については、LEEDやSITESを参考として、植栽が活着するまで灌水を行うことを認めた（黄色マーカー、但し書き部分）。
  - LEED：植物を活着させるための一時的な灌水は許容される。通常は最大で1年（乾燥地・高温地では例外的に2年程度を認めるケース有）。活着後に灌水設備を撤去、または停止する旨を仕様書に記載する必要がある。
  - SITES：植物の活着期における一時的な灌水は許容される。通常は植生種と敷地条件により、最大で2年が目安である。
- LEEDのように仕様書等は求められないが、灌水は一時的設計であること、もしくは簡易撤去可能な構成であることを示す必要がある。
- なお、何年を目途にするかは事業者に任せることとするが、5年後の更新時までに活着せずに灌水が必要な状況であれば、植栽や基盤等の計画上灌水が必要な植栽であると考えられるため、レベルの見直しを要すると判断するのが妥当と考えられる。

## 変更内容

- ・評価基準の明確化

## 評価基準等の変更方針

## 【第1回有識者会議における主なご意見】

- ・「エコトーンの形成」の面積要件が少し厳しいと感じている。水辺から草地と連続させることと緑地自体に面積が必要となるので、事例も加味しながら要件を設定していただきたい。
- ・50m<sup>2</sup>だと5m×10mもあり得るが、その場合樹木1本ずつの植栽となる場合もあり、生態学的な視点からエコトーンとは言えない。



## 【第1回有識者会議における指摘を踏まえた対応方針（案）】

- ・樹林について、樹木1本ずつの植栽では生態学的な視点からエコトーンとは言えないこと、階層構造でも考慮している通り、細長い形状より円形の方が外からの影響が少ないエリアを確保できる観点から、正方形として設定するのが望ましいと考える。

# 【生物多様性の確保】No.14：エコトーンの形成

## 評価基準等の変更案

・審査において以下の2点について議論があつたことを踏まえ、評価基準を明確化

- 各ハビタットタイプ間の一連性が重要という視点の明記
- 各ハビタットタイプの最低面積の設定

### ■現状の評価基準

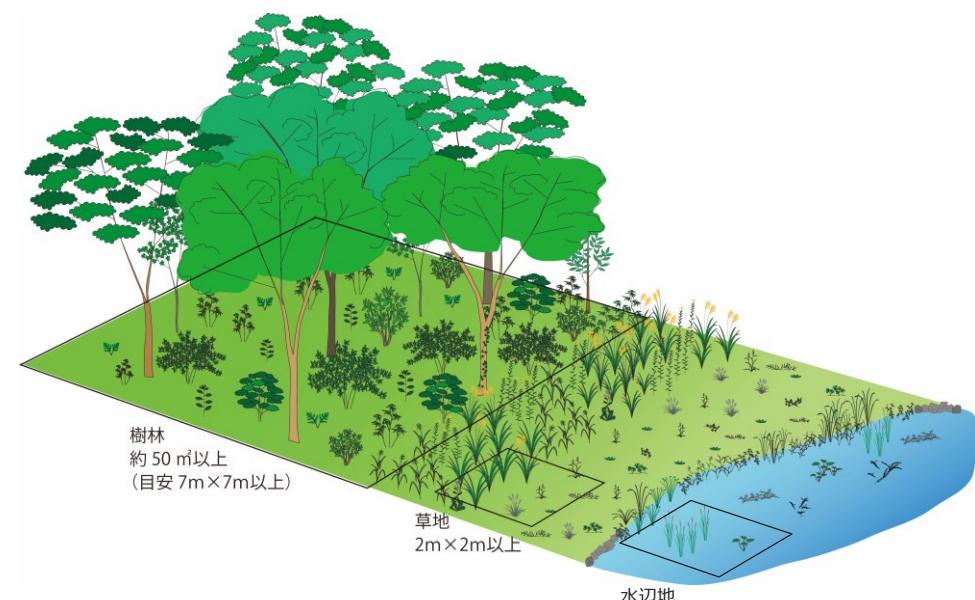
評価指標	評価基準	配点
樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち単一のハビタットタイプが存在するのみである、もしくは、複数のハビタットタイプがあるが、生き物が行き来できる状態で隣接していない。	0点
	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	1点
	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	3点
	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地の各ハビタットタイプがそろっており、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	5点

### ■新たな評価基準（案）

評価指標	評価基準	配点
樹林地、草地、水辺地において、エコトーンを形成する計画か。	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち単一のハビタットタイプが存在するのみである、もしくは、複数のハビタットタイプがあるが、生き物が行き来できる状態で隣接していない。	0点
	樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	1点
	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地のうち2つのハビタットタイプが、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	3点
	連続的に変化する環境の移行帯を伴って、樹林地、草地（芝地を除く）、水辺地の各ハビタットタイプが一連でそろっており、生き物が行き来できる状態で隣接して存在する。	5点

### ■<参考>手引き見直し

- 各ハビタットタイプの最低面積を提示
- ・樹林：樹林の最低限の面積は、樹冠のつながりの一連の面積が約50m<sup>2</sup>（階層構造で求める10m×10mの半分）以上かつ形状はなるべく正方形（目安7m×7m程度）であること
- ・草地：草丈問わず2m×2m
- ※手引き見直しは、令和8年度より適用予定



レベル5が認められる事例（イメージ）

&lt;基準見直し理由&gt;

「本基準の趣旨明確化」

## 変更内容

- 評価基準に「定期的な確認・監視を行う」ことを追加

## 評価基準等の変更案

### ■ 現状の評価基準

レベル	評価基準
0	・注意すべき外来種を使用する計画となっている。 ・注意すべき外来種について外来種防除マニュアル、侵入防除マニュアルがない。
1	(設定なし)
3	注意すべき外来種について外来種防除マニュアルがあり、防除対策における実施体制がある。
5	注意すべき外来種について侵入防止マニュアルがあり、侵入防除における実施体制がある。



### ■ 新たな評価基準（案）

レベル	評価基準
0	・注意すべき外来種を使用する計画となっている。 ・注意すべき外来種について外来種防除マニュアル、侵入防除マニュアルがない。
1	(設定なし)
3	注意すべき外来種について定期的な確認・監視を行う外来種防除マニュアルがあり、防除対策における実施体制がある。
5	注意すべき外来種について定期的な確認・監視を行う侵入防除マニュアルがあり、侵入防除における実施体制がある。

【第1回有識者会議から変更なし】

＜基準見直し理由＞  
レベル1基準の  
「新規設定」

## 変更内容

- 「コア評価項目（必須）」から、分割して「ベース評価項目」+「コア評価項目（選択）」に変更

## 評価基準等の変更案

- 旧レベル1は法令遵守に類する基準であることから、ベース項目「マネジメント・ガバナンス」へ移動。
- 新たに、ユニバーサルデザインのレベル1として、レベル3で求める多様な人々が利用可能な緑地とするため、設備面で、特に身障者等の利用に配慮したバリアフリートイレの設置を求める基準とする。

### ■現状の評価基準（必須）

評価指標	評価基準	配点
緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。	敷地内に含まれる緑地利用施設が、原則としてバリアフリーの基準に適合する。	1点
	レベル1に加えて、緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、多様な人々が身障者や妊婦、子供連れ、外国人等も参加できるような、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	3点
	レベル3に加えて、多様な人々のニーズを、緑地の整備や、緑地で行われるプログラムやアクティビティに反映させてユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	5点

### → ベース評価項目「バリアフリー」へ

### ■新たな評価基準（案）（選択）

評価指標	評価基準	配点
緑地があらゆる人の利用に対応する計画か。	敷地内または周辺に、緑地利用者が使用可能なバリアフリートイレが設置されている。	1点
	レベル1に加えて、緑地で行われるプログラムやアクティビティにおいて、多様な人々が身障者や妊婦、子供連れ、外国人等も参加できるような、ユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	3点
	レベル3に加えて、多様な人々のニーズを、緑地の整備や、緑地で行われるプログラムやアクティビティに反映させてユニバーサルデザインに配慮した取組を行う計画がある。	5点

【第1回有識者会議から変更なし】

〈基準見直し理由〉  
「項目統合」

## 変更内容

- 項目23「公開性の確保」に統合

## 評価基準等の変更案

- 緑地が時間的にも空間的にもどれだけ開かれているかを評価する項目として統合する。
- 旧項目32のレベル3を、旧項目23のレベル4に追加、同様に、旧項目32のレベル5を旧項目23のレベル5に追加。

### ■統合後の評価基準（案）

評価指標	評価基準	配点
	従業員、住民等の敷地関係者が緑地を利用することができる機会がない。	0点
	従業員、住民等の敷地関係者のみが緑地を利用することができる機会がある。	1点
	敷地関係者以外の誰でも事前登録を行えば緑地を利用できる機会がある。	2点
	敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用できる機会がある（1日当たり3時間以上利用できる日が年間150日未満の場合）。	3点
周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。	敷地関係者以外の誰でも事前登録なく緑地を利用できる機会が、1日当たり3時間以上かつ年間150日以上ある（レベル5を除く）。	4点
	加えて、公道から直接アクセスすることができ、緑地を通って敷地外へ通り抜けることができる（レベル5を除く）。	
	いつでも誰でも緑地を利用できる。	5点
	加えて、周辺地域の緑地から敷地内の緑地まで連続してみどりの中を歩くことができるネットワークが広がっている。	

### ■現状の評価基準

評価指標	評価基準	配点
周辺地域と連続した歩行可能な空間の形成に資する緑地となる計画か。	公道から緑地に直接アクセスすることができない。	0点
	公道から緑地に直接アクセスすることができる。	1点
	公道から直接アクセスすることができ、緑地を通して、敷地外へ通り抜けることができる。	3点
	周辺地域から連続してみどりの中を歩くことができるネットワークが広がっている。	5点

### 【第1回有識者会議からの変更点】

- レベル5について、分かりやすさの観点から文言を修正した（黄色マーカー部分）。

＜基準見直し理由＞  
「本基準の趣旨明確化」

## 変更内容

- 「地域の価値向上に資する項目」に追加

## 評価基準等の変更案

- 地域価値向上に資する項目に追加する場合、加点対象となることから、定性評価に関する評価を強化。
- 具体的には、定量指標だけでレベル4まで評価している現状の評価基準を見直し、沿道からの景観など地域側の視点をより一層取り入れるため、レベル4に定性的な評価基準を追加する。

### ■ 現状の評価基準

評価指標	評価基準	配点
周辺環境の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	接道部緑化率が50%未満	0点
	接道部緑化率が50%以上	1点
	接道部緑化率が60%以上	2点
	接道部緑化率が70%以上	3点
	接道部緑化率が80%以上	4点
	接道部緑化率が80%以上で、接道部の緑化が広場や園路、緑道等として開放され、道路と一体となって通行者が緑に親しむことができるようになっている。	5点

### ■ 統合後の評価基準（案）

評価指標	評価基準	配点
景観の向上に資する沿道緑化を行う計画か。	接道部緑化率が50%未満	0点
	接道部緑化率が50%以上	2点
	接道部緑化率が60%以上	4点
	接道部緑化率が70%以上	6点
	接道部緑化率が70%以上で、接道部に広場や園路、緑道等として開放される緑化エリアが存在し、景観の向上に資する植栽の工夫が行われている。	8点
	接道部緑化率が80%以上で、接道部に広場や園路、緑道等として開放される緑化エリアが存在し、景観の向上に資する植栽の工夫が行われている。	10点

【第1回有識者会議から変更なし】

- 事業の目的・目標等を踏まえた項目の選定や基準の評価を促すことを目的に、手引きの内容や評価項目の順番を「ベース評価項目」⇒「コア評価項目」に変更する。
- 申請者に土地・地域特性を考慮した目的・目標の設定、整備・維持管理計画の策定を促すため、ベース評価項目のカテゴリー・掲載順を変更する。

### 【ベース評価項目のカテゴリ・掲載順】

#### 現状

領域	カテゴリ	No	評価項目
マネジメント・ガバナンス	適切な事業の実施	37	事業の目的・目標の明確化
		38	整備・維持管理計画の作成
		39	実施体制の明確化
		40	専門家の関与
		41	資金の確保
	モニタリング	42	モニタリングの実施
	情報開示	43	情報の開示
	地域住民等とのコミュニケーション	44	地域住民等とのコミュニケーション
	ネガティブ・インパクトの管理	45	ネガティブ・インパクトの管理
	土地・地域特性	46	自然環境・歴史文化の把握・反映
土地・地域特性	土地・地域特性	47	社会的状況の把握・反映
		48	法令遵守
	法令・行政計画	49	行政計画の把握・反映
		50	適切な課題の設定
	課題設定		

#### 見直し案

領域	カテゴリ	No	評価項目
の土地・地域特性	土地・地域特性	46	自然環境・歴史文化の把握・反映
		47	社会的状況の把握・反映
	行政計画	49	行政計画の把握・反映
	課題設定	50	適切な課題の設定
マネジメント・ガバナンス	目標設定・モニタリング	37	事業の目的・目標の明確化
		38	整備・維持管理計画の作成
		42	モニタリングの実施
		39	実施体制の明確化
	適切な事業の実施	40	専門家の関与
		41	資金の確保
		48	法令遵守
		24	バリアフリー
	情報開示	43	情報の開示
	地域住民等とのコミュニケーション	44	地域住民等とのコミュニケーション
	ネガティブ・インパクトの管理	45	ネガティブ・インパクトの管理

③ 手引きの更新、支援ツールの作成、  
申請書類の見直し  
(令和8年度より適用予定)

### ③-1 申請者用手引きの更新

- 各評価項目で申請者に提出を求める資料・評価の視点を明確化するとともに、手引きに掲載する事例の充実化を図る。

#### 【コア項目における修正（例）】

No	評価項目	明確化の方針
16	地域に根差した植生の保全・創出	<p>・<u>在来種割合の算出方法を、より明確化</u></p> <p>－高木の場合： 高木の在来種<u>本数</u>／緑地全体の高木<u>本数</u>            －低木・地被の場合： 低木・地被の在来種<u>面積</u>／緑地全体の低木・地被<u>面積</u> ※あくまで“原則”であり、本数集計も認める。</p>
26	避難場所の確保	<p>・<u>表現の適正化（用語の使い分け）</u></p> <p>－「公的な避難場所」： 災対法に基づき指定された避難場所            －「地域住民等が一時的に避難できる空間（オープンスペース）」： 上記以外で、同等機能を有する空間</p>

#### 【ベース項目における修正（例）】

※以下3つの評価項目が一連の内容であり、相互に関連しているという点を明確化

No	評価項目	評価基準	明確化の方針
37	事業の目的・目標の明確化	事業の目的が明確であり、具体的な目標が設定されている。	<p>・<u>定量的なアウトカム指標の例の充実化</u></p> <p>※事業の目的・目標の明確化、整備・維持管理計画の作成、モニタリングの実施が一連の評価項目であり、相互に関連していることが分かる記載を追記</p>
38	整備・維持管理計画の作成	目的・目標に対して、その内容を踏まえ適切な整備・維持管理等の実施計画が作成されている。	<p>・「37.事業の目的・目標の明確化」で設定した<u>目標を達成するために、計画・実施している具体的な内容の提示を求める</u>こととする。</p> <p>※手引きに掲載する緑地の維持管理手法（現状は「剪定、伐採、水やり 等」と記載）の充実化、維持管理計画において記載が求められる項目の例示等を検討</p>
42	モニタリングの実施	事業の効果等に対するモニタリングの具体的な内容・方法・頻度・体制等が示されている。	<p>・<u>モニタリング手法の回答例の充実化</u></p> <p>・「37.事業の目的・目標の明確化」で設定した定量的なアウトカム指標を測定可能なモニタリング手法が提示されており、事業の目的・目標が適切に評価可能なモニタリング計画となっているかを評価する。</p>

- 申請書類作成の負担軽減を目的に、数値の算定などを支援するツールを作成・提供する。

### 【事業者アンケートの回答】

- ・「提出書類の作成に時間を要した項目」として、回答数が多い必須項目がある。
- ・選択しなかった理由として、「提出書類の作成等に要する時間・コストがかかると想定されたため」という回答が多い選択項目がある。

### 【ヒアリング等での主な意見】

- ・支援ツールの整備は重要であり、図面等を提出するだけで特定の項目を自動的に算定できるツールなどがあれば、専門知識がない人でも申請しやすくなるのではないか。
- ・グリーンインフラに関する研究プロジェクトにおいて行政職員向けの支援ツールの開発を行っているため、連携できる可能性はある。



### 【主な支援ツールの検討方針】

- ・以下の評価項目等について、支援ツールの作成・提供を予定。

評価項目	主な支援ツールの検討方針
No.1 緑地による温室効果ガスの吸収	・緑地によるCO <sub>2</sub> 吸収量の算定シート(エクセルシート)の提供
No.5 地表面温度の抑制／ No.7 緑陰による熱中症対策	・グリーンインフラに関する研究プロジェクトとの連携やPLATEAU(プラトー)の活用などによる簡易な評価ツールの検討
No.16 地域に根差した植生の保全・創出	・主要都市(東京、横浜、大阪、福岡、仙台等)を例とした参考図書のリスト、在来種、地域性種苗算出用リストの例の提示
No.17 生態系ネットワークの形成	・指標値算出用シートの提示、QGISによるマニュアルの提供
No.21 生物多様性に配慮した資材の調達	・申請様式のエクセルシート(他のツールとのレベル感も踏まえて要検討)

## 【No.1 緑地による温室効果ガスの吸収】

- 樹種別の本数を入力することで、単位面積あたりのCO<sub>2</sub>吸収量を算定できるエクセルシートを提供

1 樹種別入力シート

3 [申請者用手引き] 表3 樹種別の年間生体バイオマス成長量（ケヤキ、イチョウ、シラカシ、クスノキ）

No	対象樹種	1本当たり年間生体バイオマス成長量 (t-C/本/年)	本数 (本)	種別CO <sub>2</sub> 吸収量 (自動) (kg-CO <sub>2</sub> /年)	備考
1	ケヤキ	0.0204			
2	イチョウ	0.0103			
3	シラカシ	0.0095			
4	クスノキ	0.0122			

11 [申請者用手引き] 表4 樹種別の年間生体バイオマス成長量（その他の樹種）

No	科名	属名	備考	1本当たり年間生体バイオマス成長量 (t-C/本/年)	本数 (本)	種別CO <sub>2</sub> 吸収量 (自動) (kg-CO <sub>2</sub> /年)	備考
1	ヤナギ科	—	-	0.0096			
2	カバノキ科	ハンノキ属	-	0.0096			
3	カバノキ科	カバノキ属	-	0.0096			
4	ムクロジ科	カエデ属	Hardwood mapleのカエデ属以外	0.0118			
5	クルミ科	クルミ属	-	0.0118			
6	ナガバノキ科	マサダ属	-	0.0100			

## 【No.17 生態系ネットワークの形成】

- 生態系ネットワーク指標値算出のためのQGISを活用した操作マニュアル及び、GISで算出した値から、指標値を算出できるエクセルシートを提供



QGISを活用した操作マニュアル

A	B	C	D	E		F	G
				B現状	緑地面積		
1 A孤立	緑地面積	二乗					
2 事業地緑地面積	0.000	0.000					
3 エリアA-1	0.000	0.000					
4 エリアA-2	0.000	0.000					
5 エリアA-3	0.000	0.000					
6 エリアA-4	0.000	0.000					
7 エリアA-5	0.000	0.000					
8 エリアA-6	0.000	0.000					
9 エリアA-7	0.000	0.000					
10 エリアA-8	0.000	0.000					
11 エリアA-9	0.000	0.000					
12 エリアA-10	0.000	0.000					
13 合計	0.000	0.000					
14	#DIV/0!	#DIV/0!					
15							
16	#DIV/0!	#DIV/0!					
17							
18							
19 B-A (指標値)	#DIV/0!	#DIV/0!					

指標値算出用エクセルシート

- 申請様式について、評価対象となる取組・ポイントの明確化や申請者・審査委員の双方の負担軽減などの観点から、様式の見直しを検討する。

### 【ヒアリング等での主な意見】

- ・緑地全体の姿を把握できる図面や写真などの資料が不足しているため、全体像をつかめるようにする工夫が必要ではないか。



### 【申請様式の見直し方針】

- ・緑地の全体像が把握できるように、緑地の諸元（面積・割合等）、事業・緑地の概要、図面、写真、主な取組等をまとめための様式を作成する。

#### ■申請様式のイメージ

対象事業の概要			
事業名称		敷地面積 (m <sup>2</sup> )	
対象区域所在地		緑地面積 (m <sup>2</sup> )	
竣工年（予定含む）		緑地割合 (%)	
※緑地のコンセプトや特徴等の概要を記入ください。 <b>事業概要</b>			
※対象事業の全体が分かる平面図・航空写真等を添付ください。		※緑地のイメージや特徴的な部分が分かる写真（新規物件の場合は、イメージ図）を添付ください。	

緑地のコンセプトや特徴等の概要を記入

対象事業の全体像が分かる平面図・航空写真、緑地のイメージや特徴が分かる写真等を添付

## 【ヒアリング等での主な意見】

- ・現状は申請書類から審査委員がアピールポイントを読み取り、妥当性を評価する必要があるが、良質な緑地を評価するという観点からも、申請者が自らのアピールポイントを説明するというスタンスであるべきではないか。
- ・確認しなければならない資料が膨大であるため、審査委員の負担になっている。



## 【申請様式の見直し方針】

- ・評価項目毎にPPT形式（パワーポイント形式）の根拠資料を整理するための様式を提供
- ・評価基準に該当すると判断した取組やその根拠等をまとめて確認できる様式とする。

### ■申請様式のイメージ

#### No.10 資源の有効活用

##### ■資源の有効利用に関する取組（申請者用手引き p50 表12）

No.	内容
A	コンポスト化装置やヤードなどを設置し、剪定や除草において発生した小枝・落葉等を堆肥化し再利用する。
B	緑地内の間伐材を垣根や緑地内の道路、ベンチなどに再利用する。
C	緑地内の木を建築物の内装材や家具等に利用する。
D	剪定枝をチップ化し、舗装材や土壤改良材、マルチング材などに再利用する。
E	緑地内の間伐材を利用した炭作りやシカケ作りなどを行う。
F	緑地内の間伐材等を利用したイベントや環境教育プログラムなどを行う。
G	落葉や倒木がそのまま分解され、土壌となる自然林を残す。
H	開発時に発生する資材を整備し再利用する。
I	発生材を廃棄物とせず、リサイクル施設へ搬入する。
J	緑地の管理にあたって、地域の有機性廃棄物（生ゴミ等）を原料とした堆肥等を受け入れ、活用する。
K	その他、発生材の有効利用に関する取組。

##### ■取組概要

取組の概要		該当する取組
取組①		
取組②		
取組③		

該当する取組を簡潔に記載し、表中のA～Kより選択ください。

申請者が評価基準に該当すると考える取組が明確になる記入様式とする。

（根拠資料についても、別紙で整理様式を作成・提供する。）

# スケジュール

- 新たな評価基準は、事業者への周知・準備期間が必要なため、令和9年度より適用を開始予定。
- 一方、支援ツール・申請書類の見直しに関しては、現行基準における負担軽減につながる内容であることから、令和8年度より適用する予定。

